

### 選挙人名簿・在外選挙人名簿を確かめませんか

9月1日に名簿の登録を行います。登録に異議のある場合は、区役所総務企画課(区選挙管理委員会事務局)に文書で申し出ることができます。

▶異議申出期間 9月2日(土)～6日(水)

名簿の確認を行う場合など詳しくは、区役所総務企画課(区選挙管理委員会事務局)へ。

### 応急手当や救急車の適正利用について考えてみませんか

9月9日は「救急の日」で、今年は、9月3日～9日までが救急医療週間です。

この期間に、救急をテーマとしたさまざまな行事を開催します。応急手当を学んだり、正しい救急車の利用方法について考えてみませんか。行事は、各消防署や医療機関で開催します。

詳しくは、最寄りの消防署または救急課(☎363-2360)へ。

### 社会福祉法人などの指導監査結果公開

平成28年度に実施した社会福祉法人などの指導監査結果を市ホームページで公開しています。情報公開窓口(市庁舎1階)にも設置しています。

(指導監査課 ☎328-2336)

### 平成29年就業構造基本調査

10月1日を基準日として、「平成29年就業構造基本調査」を全国一斉に実施します。

この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的としており、国が行う調査の中でも特に重要な「基幹統計調査」です。

9月初旬から県が任命した調査員が、調査を依頼する世帯へ伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、回答をお願いします。

詳しくは、総務局総務課(☎328-2380)へ。

### 平成30年度熊本県立農業大学校 新規就農支援研修生募集

農業大学校では、就農に必要な栽培技術や経営のノウハウを基礎から学べる新規就農支援研修を行っています。

#### ■1次募集

▶期間 9月15日(金)～10月27日(金)

▶コース ・座学、実習が週5日の「プロ経営者コース」  
・週3日の「実践農業コース」  
・月1回座学のための「特別セミナー聴講コース」

詳しくは、熊本県立農業大学校研修部(☎248-6600)へ。

(農業支援課 ☎328-2384)

## 税・年金

### 9月は固定資産税第3期の納期です

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。

希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関か郵便局で申込みください。

また、インターネットからも申込みできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

(納税課 ☎328-2204)

### 年金相談(予約制)を利用しましょう

熊本西年金事務所では年金の給付請求や支払、各種届書などの相談は、待ち時間のかからない予約制をお勧めしています。

▶日時 ・月曜日:午前8時半～午後6時  
・火～金曜日:午前8時半～午後4時  
・第2土曜日:午前9時半～午後3時 ※12月29日～来年1月3日を除く。

▶申込み 相談希望日1か月前から電話でねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ  
※予約時に基礎年金番号、相談者および配偶者氏名、電話番号、相談内容などを確認します。  
(国保年金課 ☎328-2280)

## 衛生・上下水道

### カンピロバクター食中毒にご注意を

鶏肉を生や半生(鶏タタキ、レア焼き鳥、加熱不足など)で食べたことが原因と考えられる「カンピロバクター食中毒」が全国的に多発しています。本市でも、毎年発生しています。

カンピロバクターは鶏肉などの食肉に付着していることが多い細菌で、鶏肉の6割強で検出されたという調査結果も報告されています。感染すると下痢や発熱などの症状を引き起こします。

#### ▶予防方法

- ・鶏肉、鶏レバーは生や半生で食べずに、中心部まで十分に加熱して食べましょう。飲食店で生焼けのものが出てきたら、しっかり焼いてもらいましょう。
- ・包丁、まな板などの調理器具は生肉専用のものを用意して、使用後は洗浄し、熱湯をかけ消毒し十分に乾燥させましょう。
- ・生肉に触れた後は、薬用せっけんでよく手を洗ってから次の作業へ移りましょう。
- ・冷蔵庫の中では、生肉はビニール袋やフタ付きの容器に入れて下の方に置き、ほかの食べ物に肉汁が付かないように保存しましょう。
- ・バーベキューや焼肉では生肉専用の箸やトングを使い、食べるときに使う箸で生肉を触らないようにしましょう。

(食品保健課 ☎364-3188)

### 生活排水は適正に処理しましょう

浄化槽は微生物の働きで汚水をきれいにしています。洗剤を過剰に使用したり、使用後の天ぷら油を排水口に流せば、微生物が死滅して、浄化槽が正常に機能しなくなります。

生活排水は適正に処理し、河川など公共用水域の水質汚染を防ぎましょう。

詳しくは、浄化対策課(☎328-2366)へ。

### 貯水槽は適切に管理を

貯水槽(水道水などを貯めるタンク)は、時間の経過とともに、劣化したり、汚れたりします。きれいで安全な飲み水の確保のため、貯水槽が設置されている建物の管理者は、貯水槽を適切に管理しましょう。

#### ▶管理方法

- ・1年に1回は貯水槽内の清掃と水質検査を行いましょう。
  - ・1月に一度は貯水槽のひび割れや、ふたの破損がないかなど確認し、日頃から槽内の水の汚染防止に努めましょう。
  - ・貯水槽周辺は清潔に保ちましょう。
- 詳しくは、生活衛生課(☎364-3187)へ。

### 下水道受益者負担金の徴収猶予更新手続きをお忘れなく

農地や山林であることから、下水道受益者負担金の納付を先延ばし(徴収猶予)できる期間は3年です。今年度は平成26年度に徴収猶予となった土地(同年度に継続更新して猶予となったものを含む)が調査の対象です。

対象となる土地の受益者の方に、更新手続きに必要な申請書や変更届などを送付しますので、忘れずに提出してください。

また、徴収猶予地の状況確認のために、必要に応じて現地調査を行い、状況を写真撮影することがありますので、ご了承ください。

(給排水設備課 ☎381-1153)

## 環境・ごみ

### 水銀フリー(不使用)社会の実現に向けて

水銀の人為的排出の削減や地球規模の水銀汚染を防止することを目的とした「水銀に関する水俣条約」が8月16日に発効しました。

本市では、県と連携して水銀フリーに向け、水銀を含む蛍光管などの分別収集を行っています。今後も、国・県・事業者などと連携した取り組みを行っていきます。

#### ▶わたしたち一人ひとりができること

- ・照明器具をLED化する。
- ・蛍光管や水銀体温計は、割れないように包装材料や新聞紙に包み、特定品目の日(植木地区は資源ごみの日)に出す。

ご協力をよろしくお願いします。

(廃棄物計画課 ☎328-2359)

### 使い終わった家電は適切に処理を -ごみステーションには絶対出さないで!-

家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機など)は家電リサイクル法に基づいて処分しましょう。なお、処分にはリサイクル券が必要になります。

#### ▶買い換えたい

買い換えた電器店に引き取ってもらう。

#### ▶処分だけしたい

- ・購入した電器店に引き取りを依頼する。
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。
- ・自分で指定引取場所に持っていく。

#### ▶再使用したい

まだ新しい場合は、中古品販売店を利用する。 ※無許可業者によって回収された廃家電が、不法投棄・不適正処理されたり、高額の処理料金を請求される例があります。「無許可」の回収業者は利用しないでください。

処理方法について詳しくは、家庭ごみ・資源収集カレンダーの14ページをご覧ください。

(事業ごみ対策室 ☎328-2365)

### 生活用の水使用量 (1人1日あたり)

節水チャレンジ! 平成29年度(7月) 目標 218ℓ (平成30年度までに) 232ℓ

米のとぎ汁や野菜を洗ったあとの水も捨てずに庭木の水まきに活用しましょう。

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。